

令和2年度霧ヶ峰自然環境保全協議会の取組み（案）

基本計画		令和2年度取組み
1 霧 ヶ 峰 保 全 再 生 計 画	(1) 草原・樹叢の保全再生 <自然再生> ・自然保全再生実施計画の策定とそれに基づく具体的な対策 <雑木処理> ・関係団体による連絡調整会議の開催（実施箇所の調整） ・雑木処理ローテーションの検討 ・全国からの参加促進（参加型エコツアーよりの連携） ・協議会で決定するレンゲツツジの対策方針に沿った適切な管理	1 自然保全再生実施計画及び個別作業計画 (1) 平成25年10月に策定した霧ヶ峰自然保全再生実施計画に基づき、各年度の個別作業計画を作成し、モデル的な地区での保全再生作業を実施する。
	(2) 湿原環境対策 ・樹木による地下水の蒸散が乾燥化を促進⇒樹木の試験的伐採と効果の検証 ・踏圧防止や土砂流入対策のため、遊歩道の改良、木道整備（踊場湿原、車山湿原） ・土砂対策のため、集水域内の草原の荒廃地、裸地化箇所の修復（車山湿原周辺遊歩道、八島ヶ原湿原周辺） ・蛇籠など自然的材料による土砂の流出、崩壊防止 ・冬季のスキーやスノーシューによる観光客侵入防止のため、注意看板等の設置 ・湿原環境の理解促進のため、観光客や住民に対する啓発、教育対策 ・調査研究体制の整備（研究機関、研究者の連携による定期的、継続的な調査研究）	3 天然記念物保存活用計画の検討 (1) 計画策定に向けて方法等の具体的な検討を継続 4 冬季の観光客等侵入防止のための竹竿設置 5 八島ヶ原湿原の常設柵の内外比較による植生調査実施を計画
	(3) 牧草地における在来植生復元 ・在来植生復元手法の確立（小和田牧野組合の試験的取り組みを基に） ・牧草地全体への植生復元の拡大 ・観光客等の入場の承認と保全協力金による植生復元の継続	6 在来植生復元の試験的取り組みを継続実施（小和田牧野組合）
	(4) 野生鳥獣被害対策（ニホンジカ被害防止対策） ・電気柵、防護柵の設置	7 ニホンジカ被害防止対策 (1) ニッコウキスゲ群生地等における電気柵等の設置・管理（環境課、下桑原牧野組合、車山高原観光協会） (2) 八島ヶ原湿原防鹿柵の巡回、メンテナンス（環境課、諏訪市、下諏訪町、霧ヶ峰自然保護センター、八島ビジャーセンター、諏訪市自然保護指導員、下諏訪町八島湿原保護指導員、パークボランティア等） (3) 第4期ニホンジカ管理計画に基づくニホンジカ捕獲の推進（林務部、関係市町村等）

	(5) 外来植物対策 <ul style="list-style-type: none"> ・外来植物対応の推進体制整備 ・適切な駆除方法の周知と効果の検証 ・遊歩道の過剰利用による土壤攪乱、土壤浸食の防止（遊歩道整備、利用者への啓発、部分的立入制限） ・湿原周辺地域における対策（湿原入口での靴の泥落とし、ペット制限等） ・地域住民、利用者への啓発（種子や株を持ち込まないように呼び掛け、侵入、定着の危険性がある外来植物に関する情報発信） ・事業者への要請（新たな工事や緑化における土壤攪乱や使用する緑化材等） 	1 自然保全再生実施計画及び個別作業計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成25年10月に策定した霧ヶ峰自然保全再生実施計画に基づき、各年度の個別作業計画を作成し、モデル的な地区での保全再生作業を実施する。 (2) 個別作業の検証を行い、次年度の個別作業計画について検討
2 ・霧ヶ峰施設整備 ・草木本原構成 ・空間形成	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道、木道、公衆トイレの整備 ・案内板、看板等の整備 ・休憩場所、写真撮影場所、ベンチの整備 ・自動車渋滞対策の検討 ・ペットの持ち込みに関する地域ルールづくり（自肃区域の選定、周知等） ・ごみポイ捨て対策 ・霧ヶ峰の利用に対する協力金制度の運用（旅館・ホテル等への募金箱設置他） ・施設の利用に関する負担金制度の運用（トイレチップ制、渋滞ピーク時の一時有料駐車場他） 	1 諏訪市、下諏訪町等が遊歩道や木道等を整備・補修 2 諏訪市が車山肩に設置したバイオトイレを管理 3 ドローンの取扱いについてガイドラインの施行 ・運用及び検討の継続
3 ・霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築計画	(1) エコツアーの実施体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・エコツアー受入れ体制の整備（総合的情報提供、ポータルサイトの運営、情報収集、各ビジターセンターの連携等） ・エコツアー参加者とエコツアー実施団体との間のコーディネート（参加者ニーズに応じて最も適したプログラムの提案） ・エコツアー実施団体間の連携（エコツアー実施団体の情報共有のサポート等） ・宿泊施設との連携 ・参加・体験型プログラム実施のための諸団体との連携（雑木処理、外来種除去活動等への参加呼び掛け） ・インタープリターの募集、養成 ・相互研鑽、質の向上（実施団体の創意工夫、切磋琢磨を基本とし、講習会の開催等、各団体の取り組みを支援） ・エコツアーの健全な発展につながる料金設定 (2) 情報提供、情報発信体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・霧ヶ峰のエコツアーの全国発信のための基盤整備 ・営業 ・マスコミ戦略 ・ビジターセンターの体制強化 	1 エコツーリズムの発展、インターパリターの養成のための事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成21年度から開始したインターパリター養成講座を継続実施（令和元年度までに163人が受講）（霧ヶ峰ビジターセンター連絡会） (2) エコツアー実施については、霧ヶ峰自然教室との連携により実施 2 霧ヶ峰自然保護センター機能強化方針に基づく検討及び取組の実施